正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和五年十二月十三日（号外第二百六十号）総務省・国土交通省告示第三号（空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針）				
（原稿誤り）				
五三 ″	上 ″	一二 一五	傾き	傾斜
″	″	一二	屋根の変形	屋根の変形、外装材の剥落若しくは脱落
″	″	一三〜一四	腐食等	腐食等若しくは構造部材同士のずれ
″	″	一四	破損等	構造部材の破損等
″	″	″	門・塀・	門、塀、
″	″	″	傾き、	傾斜若しくは
″	″	一五	破損等若しくは雨水侵入の痕跡	破損等
″	″	一八	腐朽等を進行させない	これらの事象の発生を予防する
″ ″	″ ″	一九 二〇	擁壁等	擁壁
″	″	二一	擁壁等の	擁壁の一部の崩壊、土砂の流出
″	″	″	又は変状	、変状又は水抜き穴の排水不良
″	″	二二	補修	補修又は清掃
″ ″	″ ″	終りから一三 ″一一	枝	大枝
″ ″	″ ″	″″ ″五	破損等若しくはこれらの支持部材の破損等	破損若しくは支持部材の破損、腐食等
″	″	″一一	傾き	脱落、傾き
″	″	″″	破損等	支持部分の破損、腐朽等
″ ″	″ ″	″一〇 ″五〜四	折れ、	折れ若しくは
″	″	″九	枝の切除	防腐若しくは防錆処理又は立木の大枝の剪定
″	″	″四	撤去、枝の切除	撤去若しくは防錆処理又は立木の大枝の剪定
同ページ上段終りから二行目から一行目を削除する。				
五三	下	九	排水設備	汚水等の流出、排水設備
″	″	″	破損	破損等、害虫等の発生
″ ″	″ ″	一〇 二二	動物の	動物の糞尿等若しくは
同ページ下段一一行目の次に次を加える。				
また、これらの事象の発生を予防するためには、定期的に清掃等を行うことが必要である。				
五三	下	一九	糞尿等	動物の糞尿等
″	″	終りから一七	形跡、	形跡又は
″	″	″一一	定期的に、	これらの事象の発生を予防するためには、定期的に
″	″	″七	切除	剪定
令和六年四月十五日農林水産省告示第七百八十号（再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件）				
（原稿誤り）				
六	二	終りから二	メチルイソチアシネート	メチルイソチオシアネート
令和四年十一月一日東北地方整備局告示第百七号（阿武隈川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件）				
（原稿誤り）				
九	上	一八〜一九	第九十三号	第九十二号

本紙：令和6年5月27日より引用しております